

半 期 報 告 書

(第66期中) 自 平成20年 4月 1日
至 平成20年 9月30日

中央三井信託銀行株式会社

(E03631)

第66期中（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

中央三井信託銀行株式会社

目 次

	頁
第66期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	27
3 【対処すべき課題】	27
4 【経営上の重要な契約等】	27
5 【研究開発活動】	27
第3 【設備の状況】	28
1 【主要な設備の状況】	28
2 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
(1) 【株式の総数等】	29
(2) 【新株予約権等の状況】	32
(3) 【ライツプランの内容】	32
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	32
(5) 【大株主の状況】	32
(6) 【議決権の状況】	33
2 【株価の推移】	33
3 【役員の状況】	33
第5 【経理の状況】	34
1 【中間連結財務諸表等】	35
(1) 【中間連結財務諸表】	35
【中間連結貸借対照表】	35
【中間連結損益計算書】	37
【中間連結株主資本等変動計算書】	38
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	40
(2) 【その他】	88
2 【中間財務諸表等】	89
(1) 【中間財務諸表】	89
【中間貸借対照表】	89
【中間損益計算書】	91
【中間株主資本等変動計算書】	92
(2) 【その他】	111
第6 【提出会社の参考情報】	112
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	113

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月25日

【中間会計期間】 第66期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 中央三井信託銀行株式会社

【英訳名】 The Chuo Mitsui Trust and Banking Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 辺 和 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝三丁目33番1号

【電話番号】 東京 5232局3331番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部次長 筒 井 博 人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝三丁目33番1号

【電話番号】 東京 5232局3331番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部次長 筒 井 博 人

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	190,524	214,721	183,689	399,686	410,285
うち連結信託報酬	百万円	15,144	13,725	10,158	30,929	24,934
連結経常利益	百万円	55,505	50,897	17,044	133,644	103,473
連結中間純利益	百万円	61,966	30,230	11,082	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	102,489	64,657
連結純資産額	百万円	882,979	964,230	727,155	995,201	743,245
連結総資産額	百万円	13,247,125	14,160,108	15,005,191	13,875,967	14,233,141
1株当たり純資産額	円	362.75	421.34	236.92	439.87	247.28
1株当たり中間純利益金額	円	48.61	22.11	7.27	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	75.33	46.22
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	28.63	13.58	4.75	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	46.23	28.96
自己資本比率	%	6.65	6.78	4.82	7.15	5.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△101,444	331,344	785,043	520,953	552,498
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△94,392	△399,042	△575,241	△529,047	△567,725
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△22,232	△18,783	△45,040	△33,332	△126,789
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	95,886	186,792	295,303	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	272,998	130,863
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	7,522 [1,581]	8,446 [887]	8,408 [889]	7,528 [1,525]	8,230 [865]
信託財産額	百万円	6,609,701	7,124,684	7,432,727	6,891,315	7,435,043

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 5 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社であります。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	164,178	188,563	175,869	338,709	369,614
うち信託報酬	百万円	15,144	13,725	10,158	30,929	24,934
経常利益	百万円	54,746	50,134	17,158	127,161	100,840
中間純利益	百万円	62,635	32,499	11,047	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	102,370	66,467
資本金	百万円	356,444	358,180	379,197	358,173	379,197
発行済株式総数	千株	普通株式 1,326,514 第二回甲種優先株式 93,750 第三回甲種優先株式 156,406	普通株式 1,418,801 第二回甲種優先株式 93,750 第三回甲種優先株式 133,281	普通株式 1,523,833 第二回甲種優先株式 93,750 第三回甲種優先株式 133,281	普通株式 1,336,567 第二回甲種優先株式 93,750 第三回甲種優先株式 156,406	普通株式 1,523,833 第二回甲種優先株式 93,750 第三回甲種優先株式 133,281
純資産額	百万円	852,088	937,524	724,870	960,060	738,120
総資産額	百万円	12,513,140	13,497,823	14,517,603	13,113,211	13,673,917
預金残高	百万円	8,297,084	8,099,357	8,591,954	8,169,973	8,330,812
貸出金残高	百万円	7,148,930	7,604,799	8,121,642	7,378,063	7,847,314
有価証券残高	百万円	3,909,015	4,725,987	5,126,054	4,435,668	4,577,514
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第二回甲種優先株式 — 第三回甲種優先株式 —	普通株式 — 第二回甲種優先株式 — 第三回甲種優先株式 —	普通株式 — 第二回甲種優先株式 — 第三回甲種優先株式 —	普通株式 7.88 第二回甲種優先株式 14.40 第三回甲種優先株式 20.00	普通株式 98.44 第二回甲種優先株式 — 第三回甲種優先株式 —
自己資本比率	%	6.81	6.94	4.99	7.32	5.40
従業員数	人	5,247	6,242	6,348	5,287	6,173
信託財産額	百万円	6,609,701	7,124,684	7,432,727	6,891,315	7,435,043
信託勘定貸出金残高	百万円	975,965	714,731	633,715	779,689	676,854
信託勘定有価証券残高	百万円	54,566	14,130	2,589	27,565	5,532

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当社を中心とした企業集団は、信託銀行業務を中心にその他金融関連業務を行っており、当中間連結会計期間における事業の内容の変更はありません。

3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、清算により当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

Chuo Finance (Cayman) Ltd.、MTI Finance (Cayman) Ltd.、MTI Capital (Cayman) Ltd.。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(持分法適用関連会社) 日本株主データサービス 株式会社	東京都杉並区	50	事務請負業	50 (50) 〔－〕	—	—	—	—	—

(注) 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」または「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	信託銀行業	金融関連業その他	合計
従業員数(人)	7,911 [876]	497 [13]	8,408 [889]

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員914人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	6,348
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員92人を含んでおりません。
2 当社の従業員組合は、中央三井トラスト・グループ職員組合と称し、組合員数は3,238人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の経済環境を顧みますと、海外では、食料・エネルギーなど資源価格高騰の影響に加え、9月には米大手証券の経営破綻を契機に世界的な金融危機が広がり、景気の減速が顕著なものとなりました。わが国についても、世界景気の減速に伴う輸出の増勢鈍化や企業マインドの慎重化などから、景気は停滞状況に陥りました。

金融市場に目を転じますと、短期金利は日本銀行の誘導目標である0.5%近辺で推移しました。また、長期金利はインフレ懸念を反映して6月中旬には1.8%台に上昇しましたが、国内景気の下振れ懸念などから、当中間連結会計期間末には1.4%台となりました。日経平均株価は6月上旬には14,000円台半ばの水準にありましたが、世界的な金融危機を背景に大幅に下落し、当中間期末には11,000円台となりました。為替市場では、4月上旬の1ドル=100円台から8月中旬の110円台まで円安・ドル高で推移しましたが、9月以降円高に転じ、当中間連結会計期間末には104円台で取引を終えました。

(業績)

このような経済・金融環境のもと、当グループは、収益性や成長性が高いと見込まれる分野への経営資源の重点配分などを通じ、『収益構造の転換による業務粗利益の拡大にグループ総力を挙げて改めてチャレンジし確実に実現していく』ことをグループの基本方針として掲げました。この方針のもと、当グループ内の各社が、リテール信託業務、バンキング業務、不動産業務、証券代行業務などを中心に様々な活動を展開してまいりました結果、当中間連結会計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

資産負債の状況につきましては、総資産は、期中7,720億円増加し15兆51億円となりました。このうち貸出金は期中2,739億円増加し8兆1,263億円、有価証券は期中5,454億円増加し5兆880億円となりました。預金は、期中2,610億円増加し8兆5,679億円となりました。純資産は、その他有価証券評価差額金の減少等により期中160億円減少して7,271億円となりました。なお、当社の信託財産総額(単体)は、期中23億円減少して7兆4,327億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は前年同期比310億円減少し1,836億円、経常費用は前年同期比28億円増加し1,666億円となりました。この結果、経常利益は前年同期比338億円減少し170億円、中間純利益は前年同期比191億円減少し110億円となりました。また、1株当たり中間純利益金額は、7円27銭となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、信託銀行業については、経常収益が1,784億円、経常費用が1,621億円となりました結果、経常利益は162億円となりました。金融関連業その他については、経常収益が76億円、経常費用が68億円となりました結果、経常利益は8億円となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増等により、前年同期比4,536億円増加し、7,850億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券関係の支出の増加を主因として、前年同期比1,761億円減少し、5,752億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比262億円減少し、450億円の支出となりました。

以上の結果、「現金及び現金同等物の中間期末残高」は、前年同期比1,085億円増加し、2,953億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

信託報酬は101億円、資金運用収支は616億円、役務取引等収支は444億円、特定取引収支は11億円、その他業務収支は 26億円となりました。

業務部門別にみますと、国内業務部門は、信託報酬が101億円、資金運用収支が505億円、役務取引等収支が462億円、特定取引収支が 3 億円、その他業務収支が 4 億円となりました。

国際業務部門は、資金運用収支が129億円、役務取引等収支が 3 億円、特定取引収支が 8 億円、その他業務収支が 21億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前中間連結会計期間	13,725			13,725
	当中間連結会計期間	10,158			10,158
資金運用収支	前中間連結会計期間	59,102	1,839	6,202	54,740
	当中間連結会計期間	50,569	12,971	1,843	61,697
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	88,661	22,275	8,066	102,870
	当中間連結会計期間	88,809	28,769	4,089	113,489
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	29,559	20,435	1,863	48,130
	当中間連結会計期間	38,239	15,797	2,245	51,791
役務取引等収支	前中間連結会計期間	65,711	290	4,434	61,567
	当中間連結会計期間	46,232	304	2,126	44,410
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	74,763	1,100	11,651	64,212
	当中間連結会計期間	54,610	966	9,020	46,557
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	9,051	809	7,216	2,645
	当中間連結会計期間	8,378	661	6,893	2,146
特定取引収支	前中間連結会計期間	486	907	0	1,394
	当中間連結会計期間	316	880		1,197
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	486	907	0	1,394
	当中間連結会計期間	316	916		1,232
うち特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間		35		35
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,651	486	75	2,090
	当中間連結会計期間	487	2,182	44	2,625
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	979	261	14	1,254
	当中間連結会計期間	1,259	2,995	44	4,299
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	3,630	224	60	3,345
	当中間連結会計期間	1,747	5,177		6,924

(注) 1 「国内業務」とは、当社の円建取引及び国内連結子会社に係る取引、「国際業務」とは当社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、当社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引、ならびに連結会社相互間の内部取引金額であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定につきましては、平均残高は13兆72億円、利息は1,134億円、利回りは1.74%となりました。

資金調達勘定につきましては、平均残高は12兆9,234億円、利息は517億円、利回りは0.79%となりました。

業務部門別にみますと、国内業務部門につきましては、資金運用勘定の平均残高は12兆2,238億円(うち貸出金は7兆746億円、有価証券は4兆1,186億円)、利息は888億円(うち貸出金は582億円、有価証券は270億円)となりました。この結果、利回りは、1.44%(うち貸出金は1.64%、有価証券は1.30%)となりました。資金調達勘定の平均残高は11兆9,719億円(うち預金は8兆2,977億円、債券貸借取引受入担保金は1兆1,967億円)、利息は382億円(うち預金は225億円、債券貸借取引受入担保金は34億円)となりました。この結果、利回りは、0.63%(うち預金は0.54%、債券貸借取引受入担保金は0.57%)となりました。

国際業務部門につきましては、資金運用勘定の平均残高は1兆6,008億円(うち貸出金は2,662億円、有価証券は1兆2,541億円)、利息は287億円(うち貸出金は36億円、有価証券は244億円)となりました。この結果、利回りは、3.58%(うち貸出金は2.72%、有価証券は3.88%)となりました。資金調達勘定の平均残高は1兆5,962億円(うち預金は286億円、債券貸借取引受入担保金は7,477億円)、利息は157億円(うち預金は3億円、債券貸借取引受入担保金は100億円)となりました。この結果、利回りは、1.97%(うち預金は2.09%、債券貸借取引受入担保金は2.68%)となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	11,506,994	88,661	1.53
	当中間連結会計期間	12,223,881	88,809	1.44
うち貸出金	前中間連結会計期間	6,774,418	51,151	1.50
	当中間連結会計期間	7,074,605	58,209	1.64
うち有価証券	前中間連結会計期間	3,755,330	34,070	1.80
	当中間連結会計期間	4,118,623	27,013	1.30
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	218,275	646	0.59
	当中間連結会計期間	180,581	521	0.57
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	93,918	226	0.48
	当中間連結会計期間	106,125	275	0.51
うち預け金	前中間連結会計期間	30,145	25	0.17
	当中間連結会計期間	31,377	37	0.23
資金調達勘定	前中間連結会計期間	11,194,728	29,559	0.52
	当中間連結会計期間	11,971,929	38,239	0.63
うち預金	前中間連結会計期間	8,089,376	17,325	0.42
	当中間連結会計期間	8,297,781	22,547	0.54
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	375,133	1,186	0.63
	当中間連結会計期間	558,117	2,228	0.79
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	221,197	639	0.57
	当中間連結会計期間	344,235	1,011	0.58
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	836,247	2,509	0.59
	当中間連結会計期間	1,196,754	3,472	0.57
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	394,271	2,992	1.51
	当中間連結会計期間	467,378	2,695	1.15

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務」とは、当社の円建取引及び国内連結子会社に係る取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,226,833	22,275	3.62
	当中間連結会計期間	1,600,862	28,769	3.58
うち貸出金	前中間連結会計期間	236,915	4,720	3.97
	当中間連結会計期間	266,265	3,633	2.72
うち有価証券	前中間連結会計期間	708,524	15,617	4.39
	当中間連結会計期間	1,254,153	24,422	3.88
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,169	31	5.38
	当中間連結会計期間	8,432	101	2.40
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	279,231	1,881	1.34
	当中間連結会計期間	71,126	603	1.69
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,217,922	20,435	3.34
	当中間連結会計期間	1,596,206	15,797	1.97
うち預金	前中間連結会計期間	82,830	1,884	4.53
	当中間連結会計期間	28,677	301	2.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	194,977	5,288	5.40
	当中間連結会計期間	96,973	1,323	2.72
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	106,442	2,865	5.36
	当中間連結会計期間	37,888	475	2.50
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	196,280	5,356	5.44
	当中間連結会計期間	747,763	10,069	2.68
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	2,554	91	7.17
	当中間連結会計期間			

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 「国際業務」とは、信託銀行連結子会社の外貨建取引、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等及び海外連結子会社に係る取引であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,733,827	791,847	11,941,980	110,937	8,066	102,870	1.71
	当中間連結会計期間	13,824,744	817,508	13,007,236	117,578	4,089	113,489	1.74
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,011,333	33,307	6,978,025	55,871	406	55,464	1.58
	当中間連結会計期間	7,340,870	23,276	7,317,594	61,842	294	61,547	1.67
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,463,855	202,730	4,261,125	49,687	6,026	43,660	2.04
	当中間連結会計期間	5,372,777	176,721	5,196,055	51,435	1,864	49,571	1.90
うち コールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	219,445		219,445	678		678	0.61
	当中間連結会計期間	189,013		189,013	623		623	0.65
うち買現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借 取引支払保証金	前中間連結会計期間	93,918		93,918	226		226	0.48
	当中間連結会計期間	106,125		106,125	275		275	0.51
うち預け金	前中間連結会計期間	309,377	24,605	284,771	1,907	25	1,882	1.31
	当中間連結会計期間	102,504	22,513	79,991	641	27	613	1.53
資金調達勘定	前中間連結会計期間	12,412,651	609,848	11,802,802	49,994	1,863	48,130	0.81
	当中間連結会計期間	13,568,135	644,711	12,923,424	54,037	2,245	51,791	0.79
うち預金	前中間連結会計期間	8,172,207	24,605	8,147,601	19,210	25	19,185	0.46
	当中間連結会計期間	8,326,458	23,937	8,302,521	22,848	27	22,820	0.54
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	375,133		375,133	1,186		1,186	0.63
	当中間連結会計期間	558,117		558,117	2,228		2,228	0.79
うち コールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	416,174		416,174	5,928		5,928	2.84
	当中間連結会計期間	441,208		441,208	2,334		2,334	1.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	106,442		106,442	2,865		2,865	5.36
	当中間連結会計期間	37,888		37,888	475		475	2.50
うち債券貸借 取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,032,528		1,032,528	7,866		7,866	1.51
	当中間連結会計期間	1,944,518		1,944,518	13,542		13,542	1.38
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間	396,826	33,289	363,537	3,084	210	2,873	1.57
	当中間連結会計期間	467,378	23,276	444,101	2,695	294	2,400	1.07

(注) 相殺消去額は、当社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引、ならびに連結会社相互間の内部取引金額であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は465億円、役務取引等費用は21億円となりました。

業務部門別にみますと、国内業務部門の役務取引等収益は546億円(うち信託関連業務は302億円)、役務取引等費用は83億円となりました。

国際業務部門の役務取引等収益は9億円、役務取引等費用は6億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	74,763	1,100	11,651	64,212
	当中間連結会計期間	54,610	966	9,020	46,557
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	44,093		7,784	36,308
	当中間連結会計期間	30,255		5,091	25,163
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	3,337		396	2,941
	当中間連結会計期間	2,705	66	396	2,376
うち為替業務	前中間連結会計期間	474	110		584
	当中間連結会計期間	490	83		574
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	7,841	927	64	8,704
	当中間連結会計期間	2,990	779	50	3,720
うち代理業務	前中間連結会計期間	12,580	13		12,594
	当中間連結会計期間	11,486	0		11,487
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	174			174
	当中間連結会計期間	165			165
うち保証業務	前中間連結会計期間	3,662	48	1,476	2,233
	当中間連結会計期間	3,993	35	1,727	2,301
役務取引等費用	前中間連結会計期間	8,740	1,120	7,216	2,645
	当中間連結会計期間	8,378	661	6,893	2,146
うち為替業務	前中間連結会計期間	127	217		345
	当中間連結会計期間	139	161		300

(注) 1 「国内業務」とは、当社の円建取引及び国内連結子会社に係る取引、「国際業務」とは当社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は1,232百万円(うち特定金融派生商品収益916百万円)、特定取引費用は35百万円(うち特定取引有価証券費用35百万円)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	486	907	0	1,394
	当中間連結会計期間	316	916		1,232
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	36			36
	当中間連結会計期間	10			10
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間		205		205
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間		702	0	702
	当中間連結会計期間		916		916
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	450			450
	当中間連結会計期間	305			305
特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間		35		35
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間		35		35
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内業務」とは、当社の円建取引及び国内連結子会社に係る取引、「国際業務」とは当社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。

3 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は355億円(うち特定金融派生商品86億円)、特定取引負債は46億円(うち特定金融派生商品46億円)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	38,013	11,810		49,823
	当中間連結会計期間	26,970	8,613		35,583
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	50			50
	当中間連結会計期間	50			50
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間		1		1
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間		11,808		11,808
	当中間連結会計期間		8,613		8,613
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	37,963			37,963
	当中間連結会計期間	26,920			26,920
特定取引負債	前中間連結会計期間		5,687		5,687
	当中間連結会計期間		4,635		4,635
うち売付商品債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間		5,687		5,687
	当中間連結会計期間		4,635		4,635
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内業務」とは、当社の円建取引及び国内連結子会社に係る取引、「国際業務」とは当社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、当社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。

(5) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	714,731	10.03	633,715	8.53	676,854	9.10
有価証券	14,130	0.20	2,589	0.03	5,532	0.07
信託受益権	2,239	0.03	1,195	0.02	1,669	0.02
受託有価証券	267	0.00	205	0.00	267	0.00
金銭債権	1,489	0.02	318	0.00	352	0.01
有形固定資産	4,975,150	69.83	5,518,707	74.25	5,418,211	72.87
無形固定資産	12,526	0.18	31,920	0.43	17,658	0.24
その他債権	50,235	0.71	48,046	0.65	49,554	0.67
銀行勘定貸	1,129,220	15.85	976,046	13.13	1,051,839	14.15
現金預け金	224,692	3.15	219,982	2.96	213,102	2.87
合計	7,124,684	100.00	7,432,727	100.00	7,435,043	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	1,080,969	15.17	997,188	13.42	1,034,080	13.91
財産形成給付信託	15,796	0.22	13,761	0.18	15,424	0.21
貸付信託	740,360	10.39	580,212	7.81	664,185	8.93
金銭信託以外の金銭の信託	317	0.01	274	0.00	287	0.00
有価証券の信託	275	0.00	210	0.00	273	0.00
金銭債権の信託	2,520	0.04	1,277	0.02	1,352	0.02
土地及びその定着物の信託	81,083	1.14	80,878	1.09	80,993	1.09
包括信託	5,203,359	73.03	5,758,622	77.48	5,638,096	75.83
その他の信託			301	0.00	349	0.01
合計	7,124,684	100.00	7,432,727	100.00	7,435,043	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産	前中間連結会計期間末	115,358百万円
	当中間連結会計期間末	106,983百万円
	前連結会計年度	113,614百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	14,998	2.10	11,447	1.81
農業	1	0.00		
林業				
漁業				
鉱業	9	0.00	3	0.00
建設業	2,491	0.35	2,090	0.33
電気・ガス・熱供給・水道業	5,213	0.73	3,149	0.50
情報通信業	5,989	0.84	5,483	0.86
運輸業	14,064	1.97	11,020	1.74
卸売・小売業	3,005	0.42	2,004	0.32
金融・保険業	80,268	11.23	69,754	11.01
不動産業	20,336	2.84	17,030	2.69
各種サービス業	6,662	0.93	6,495	1.02
地方公共団体				
その他	561,687	78.59	505,235	79.72
合計	714,731	100.00	633,715	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	277,820	414,564	692,385	258,033	357,325	615,358	271,015	385,196	656,212
有価証券	11,387	499	11,887		496	496	2,812	499	3,312
その他	800,470	561,800	1,362,271	850,444	328,334	1,178,779	787,489	485,740	1,273,229
資産計	1,089,679	976,865	2,066,544	1,108,477	686,156	1,794,634	1,061,317	871,437	1,932,754
元本	1,089,656	968,918	2,058,574	1,108,432	677,775	1,786,208	1,061,263	862,381	1,923,645
債権償却準備金	54		54	36		36	47		47
特別留保金		5,203	5,203		4,216	4,216		4,743	4,743
その他	32	2,743	2,711	8	4,165	4,173	5	4,311	4,317
負債計	1,089,679	976,865	2,066,544	1,108,477	686,156	1,794,634	1,061,317	871,437	1,932,754

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

(前中間連結会計期間末)

貸出金692,385百万円のうち、破綻先債権額は214百万円、延滞債権額は17,412百万円、3ヵ月以上延滞債権額は623百万円、貸出条件緩和債権額は12,333百万円であります。また、これらの債権額の合計額は30,583百万円であります。

(当中間連結会計期間末)

貸出金615,358百万円のうち、破綻先債権額は56百万円、延滞債権額は16,029百万円、3ヵ月以上延滞債権額は34百万円、貸出条件緩和債権額は10,166百万円であります。また、これらの債権額の合計額は26,286百万円であります。

(前連結会計年度)

貸出金656,212百万円のうち、破綻先債権額は48百万円、延滞債権額は16,101百万円、3ヵ月以上延滞債権額は51百万円、貸出条件緩和債権額は10,332百万円であります。また、これらの債権額の合計額は26,533百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26	22
危険債権	150	137
要管理債権	129	102
正常債権	6,778	6,015

(6) 銀行業務の状況

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	8,062,307	37,049	27,204	8,072,152
	当中間連結会計期間	8,516,903	75,050	23,958	8,567,995
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,357,424		25,983	1,331,441
	当中間連結会計期間	1,260,552		15,879	1,244,673
うち定期性預金	前中間連結会計期間	6,673,016		1,030	6,671,986
	当中間連結会計期間	7,210,540		7,962	7,202,578
うちその他	前中間連結会計期間	31,866	37,049	191	68,725
	当中間連結会計期間	45,809	75,050	117	120,743
譲渡性預金	前中間連結会計期間	422,250			422,250
	当中間連結会計期間	778,650			778,650
総合計	前中間連結会計期間	8,484,557	37,049	27,204	8,494,402
	当中間連結会計期間	9,295,553	75,050	23,958	9,346,645

(注) 1 「国内業務」とは、当社の円建取引及び国内連結子会社に係る取引、「国際業務」とは当社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、当社の円建非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金

貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	7,592,723	100.00	8,114,744	100.00
製造業	813,297	10.71	756,491	9.32
農業	190	0.00	144	0.00
林業	220	0.00	200	0.00
漁業	4,282	0.06	7	0.00
鉱業	3,502	0.05	2,663	0.03
建設業	101,416	1.34	97,247	1.20
電気・ガス・熱供給・水道業	123,363	1.62	127,703	1.57
情報通信業	43,114	0.57	40,844	0.50
運輸業	582,656	7.67	563,618	6.95
卸売・小売業	484,863	6.39	482,653	5.95
金融・保険業	1,235,977	16.28	1,421,669	17.52
不動産業	1,430,851	18.85	1,407,536	17.35
各種サービス業	480,999	6.33	408,503	5.04
地方公共団体	6,813	0.09	6,800	0.08
その他	2,281,175	30.04	2,798,658	34.49
特別国際金融取引勘定分	14,871	100.00	11,651	100.00
政府等	2,930	19.71	2,719	23.34
金融機関				
その他	11,940	80.29	8,932	76.66
合計	7,607,595		8,126,395	

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成19年9月30日	インドネシア	4,809
	フィリピン	686
	合計	5,495
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.03)
平成20年9月30日	フィリピン	412
	合計	412
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)

(注) 「外国政府等向け債権」とは、日本公認会計士協会の銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府、中央銀行、政府金融機関、国営企業及び民間企業向けの債権であります。

国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	2,230,869			2,230,869
	当中間連結会計期間	2,472,842			2,472,842
地方債	前中間連結会計期間	1,471			1,471
	当中間連結会計期間	1,188			1,188
社債	前中間連結会計期間	294,195		2,500	291,695
	当中間連結会計期間	406,835		2,500	404,335
株式	前中間連結会計期間	1,181,158		171,339	1,009,819
	当中間連結会計期間	906,241		169,420	736,821
その他の証券	前中間連結会計期間	449,773	745,783	4,784	1,190,773
	当中間連結会計期間	370,652	1,107,025	4,784	1,472,893
合計	前中間連結会計期間	4,157,468	745,783	178,623	4,724,628
	当中間連結会計期間	4,157,760	1,107,025	176,704	5,088,081

(注) 1 「国内業務」とは、当社の円建取引及び国内連結子会社に係る取引、「国際業務」とは当社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。

2 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	114,203	101,808	12,394
うち信託報酬	13,725	10,158	3,567
うち信託勘定不良債権処理損失	1,119	529	589
貸出金償却	1,044	492	552
債権売却損等	75	37	37
経費(除く臨時処理分)	47,916	51,149	3,233
人件費	19,355	22,779	3,424
物件費	25,980	25,989	8
税金	2,580	2,380	199
一般貸倒引当金繰入額	6,986		6,986
業務純益	59,300	50,658	8,641
信託勘定償却前業務純益	60,419	51,188	9,231
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	67,406	51,188	16,217
うち債券関係損益	168	2,990	3,159
臨時損益	9,165	33,500	24,335
株式関係損益	8,317	12,906	21,223
銀行勘定不良債権処理損失	8,848	8,099	748
貸出金償却	2,903	8,878	5,974
個別貸倒引当金繰入額	5,541		5,541
特定海外債権引当勘定繰入額	54		54
債権売却損等	457	778	1,235
その他臨時損益	8,634	12,493	3,859
経常利益	50,134	17,158	32,976
特別損益	3,036	9,896	6,860
うち貸倒引当金戻入益		8,296	8,296
うち固定資産処分損益	206	114	91
税引前中間純利益	53,171	27,055	26,116
法人税、住民税及び事業税	372	108	264
法人税等調整額	20,300	15,900	4,400
中間純利益	32,499	11,047	21,451

- (注) 1 業務粗利益 = 信託報酬 + (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失
4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
7 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.52	1.43	0.08
貸出金利回	1.48	1.62	0.13
有価証券利回	1.80	1.29	0.50
(2) 資金調達利回	0.52	0.63	0.10
預金等利回	0.43	0.55	0.12
(3) 資金粗利鞘	-	0.80	0.19

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	15.76	14.38	1.38
業務純益ベース	15.47	14.23	1.24
中間純利益ベース	8.48	3.10	5.37

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)	
元本	金銭信託	未残	1,089,656	1,108,432	18,776
		平残	1,137,006	1,093,313	43,692
	貸付信託	未残	968,918	677,775	291,142
		平残	1,015,748	759,200	256,547
	合計	未残	2,058,574	1,786,208	272,366
		平残	2,152,754	1,852,514	300,240
貸出金	金銭信託	未残	277,820	258,033	19,787
		平残	269,141	266,653	2,488
	貸付信託	未残	414,564	357,325	57,238
		平残	460,429	371,986	88,443
	合計	未残	692,385	615,358	77,026
		平残	729,571	638,639	90,931

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,538,646	1,336,120	202,526
法人	519,928	450,088	69,840
合計	2,058,574	1,786,208	272,366

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	307,136	283,501	23,635
うち住宅ローン残高	295,262	273,736	21,526
うちその他ローン残高	11,873	9,765	2,108

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出残高は以下のとおりであります。

平成19年中間期： 561,682百万円

平成20年中間期： 505,230百万円

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	627,130	556,283	70,847
総貸出金残高	百万円	714,731	633,715	81,015
中小企業等貸出金比率	/ %	87.74	87.78	0.04
中小企業等貸出先件数	件	39,682	36,143	3,539
総貸出先件数	件	39,800	36,240	3,560
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.70	99.73	0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	8,099,357	8,591,954	492,596
預金(平残)	8,172,207	8,326,458	154,251
貸出金(未残)	7,604,799	8,121,642	516,843
貸出金(平残)	6,976,977	7,312,641	335,664

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	6,201,629	6,318,921	117,292
法人	1,877,970	2,267,113	389,143
合計	8,079,599	8,586,035	506,435

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	2,006,446	2,483,439	476,993
うち住宅ローン残高	1,974,315	2,442,220	467,905
うちその他ローン残高	32,130	41,219	9,089

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出残高は以下のとおりであります。

平成19年中間期：2,129,435百万円

平成20年中間期：2,596,728百万円

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	4,757,766	5,391,255	633,489
総貸出金残高	百万円	7,589,927	8,109,990	520,063
中小企業等貸出金比率	/ %	62.68	66.47	3.79
中小企業等貸出先件数	件	191,943	205,653	13,710
総貸出先件数	件	192,962	206,656	13,694
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.47	99.51	0.04

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状				
保証	3,629	64,765	3,229	51,969
計	3,629	64,765	3,229	51,969

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	116	395
危険債権	477	610
要管理債権	752	114
正常債権	77,084	82,488

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

世界的な金融危機が広がり、世界景気の減速が顕著となる中、国内の景気も停滞が長引く可能性が高まっています。こうした厳しい事業環境下、当グループでは、収益構造の転換による業務粗利益の拡大にグループ総力を挙げて改めてチャレンジし、収益力の強化を図っていきます。

これまで、『貯蓄から投資へ』の流れなどを背景に成長が見込まれる投信市場や不動産市場に関連する業務を重点的に推進してきましたが、さらに、貸出関連業務については、従来から注力してきた住宅ローンへの積極的な取り組みに加えて、ビジネスチャンスが見込まれる海外向け投融資、良質な事業会社融資やノンリコースローンの案件についても積極的に取り組んでいきます。

これらの収益性や成長性が高いと見込まれる分野には、人員、経費の重点的な配分を行い、事業戦略の確実な実現を図っていく方針です。

また、CSRについては、今後とも金融機関としての公共的使命を十分に意識し、グループを挙げて活動を推進します。

一方、昨年3月末より自己資本比率に関する新しい規制(「バーゼル」)が適用開始となったことに加えて、金融商品取引法などが施行されたなか、リスク管理や法令遵守の重要性がますます高まっていくものと考えられます。このため、当グループでは事業に内在するリスクを的確に把握し管理するための体制を拡充していくとともに、全役職員の法令遵守徹底に対する取り組みをより強化していきます。さらに、財務報告の信頼性確保を目的として本年度から導入された「財務報告に係る内部統制報告制度」についても的確に対応していきます。これらの取り組みのために、社内の仕組みの有効性や実効性を自らがチェックする内部監査機能の充実に努め、主体的に問題を把握し改善していく体制も一層強化していきます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものではありません。

(2) 当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

信託銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当社	—	本店営業部他	東京都港区他	更新	営業店端末	9,250	—	自己資金	平成20年 10月	平成22年 12月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,911,104,000
甲種優先株式	362,941,500
計	4,274,045,500

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,523,833,141	1,523,833,141	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
第二回甲種優先 株式	93,750,000	93,750,000	—	(注) 1
第三回甲種優先 株式	133,281,250	133,281,250	—	(注) 2
計	1,750,864,391	1,750,864,391	—	—

(注) 1 第二回甲種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

剰余金の配当を行うときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円40銭の優先配当金を金銭で配当する。

ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日より、優先中間配当の全部または一部および定款第45条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において本優先株主に対して配当する剰余金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金の額を超えて配当はしない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円20銭の優先中間配当金を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前にこれと同じ事業年度中に設けられた基準日より、定款第45条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,600円を支払う。これを超えて残余財産の分配はしない。

(3) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成11年7月1日から平成21年7月31日までとする。ただし、株主総会の基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終了の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、552円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成12年8月1日とその後平成20年8月1日までの毎年8月1日における時価がその時における有効な転換価額を下回る場合には、時価に修正される。ただし、当該時価が450円を下回る場合は、修正後転換価額は450円とする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における三井トラスト・ホールディングス株式会社(注)の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式の分割により普通株式を発行する場合および時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券等を発行する場合には、次の算式によって転換価額を調整する(ただし、調整後転換価額は100円を下限とする。)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記の場合のほか、当社または三井トラスト・ホールディングス株式会社(注)の合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年7月31日までに定款第16条に基づく取得請求のなかった本優先株式を、平成21年8月1日をもって取得し、これと引換えに所定の算式により得られる数の当社の普通株式を交付する。

(5) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は定款第11条第1項の定めによる優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終了の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

2 第三回甲種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

剰余金の配当を行うときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年20円の優先配当金を金銭で配当する。

ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当の全部または一部および定款第45条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において本優先株主に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金の額を超えて配当はしない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前にこれと同じ事業年度中に設けられた基準日により、定款第45条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,600円を支払う。これを超えて残余財産の分配はしない。

(3) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

発行日から平成21年7月31日までとする。ただし、株主総会の基準日を定めたときは、その翌日から当該株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、552円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成12年8月1日とその後平成20年8月1日までの毎年8月1日における時価がその時における有効な転換価額を下回る場合には、時価に修正される。ただし、当該時価が450円を下回る場合は、修正後転換価額は450円とする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における三井トラスト・ホールディングス株式会社(注)の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式の分割により普通株式を発行する場合および時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券等を発行する場合には、次の算式によって転換価額を調整する(ただし、調整後転換価額は100円を下限とする。)

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記の場合のほか、当社または三井トラスト・ホールディングス株式会社(注)の合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年7月31日までに定款第16条に基づく請求のなかった本優先株式を、平成21年8月1日をもって取得し、これと引換えに所定の算式により得られる数の当社の普通株式を交付する。

(5) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は定款第11条第1項の定めによる優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

(注) 三井トラスト・ホールディングス株式会社は、平成19年10月1日付で中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に商号変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	—	1,750,864	—	379,197,486	—	128,511,978

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	1,523,833	100.00
計	—	1,523,833	100.00

第二回甲種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	93,750	100.00
計	—	93,750	100.00

第三回甲種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
中央三井トラスト・ ホールディングス株式会社	東京都港区芝3丁目33番1号	133,281	100.00
計	—	133,281	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二回甲種優先株式 93,750,000 第三回甲種優先株式 133,281,000	—	1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,523,833,000	1,523,833	—
単元未満株式	普通株式 141 第三回甲種優先株式 250	—	—
発行済株式総数	1,750,864,391	—	—
総株主の議決権	—	1,523,833	—

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

(2) 優先株式

第二回甲種優先株式

第三回甲種優先株式

以上の各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	336,514	342,176	191,190
コールローン及び買入手形	120,662	120,557	204,862
債券貸借取引支払保証金	65,667	40,187	104,003
買入金銭債権	109,958	125,425	111,422
特定取引資産	49,823	35,583	42,886
金銭の信託	2,652	2,486	2,463
有価証券	1, 2, 8, 16 4,724,628	1, 2, 8, 16 5,088,081	1, 2, 8, 16 4,542,651
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 7,607,595	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 8,126,395	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 7,852,466
外国為替	928	842	811
その他資産	8 309,422	8 336,669	8 351,346
有形固定資産	10, 11, 12 133,583	10, 11, 12 130,330	10, 11, 12 131,871
無形固定資産	36,314	41,446	39,104
繰延税金資産	86,120	151,513	143,476
支払承諾見返	661,158	522,480	584,076
貸倒引当金	84,920	58,983	69,490
資産の部合計	14,160,108	15,005,191	14,233,141
負債の部			
預金	8 8,072,152	8 8,567,995	8 8,306,896
譲渡性預金	422,250	778,650	663,340
コールマネー及び売渡手形	8 507,904	8 487,163	8 200,081
売現先勘定	8 93,050	8 -	8 24,197
債券貸借取引受入担保金	8 1,473,299	8 1,892,085	8 1,797,121
特定取引負債	5,687	4,635	8,185
借入金	8, 13 468,670	8, 13 690,183	8, 13 474,369
外国為替	3	4	10
社債	14 189,224	14 179,134	14 176,261
新株予約権付社債	15 68	15 -	15 -
信託勘定借	1,129,220	976,046	1,051,839
その他負債	140,819	156,109	177,973
賞与引当金	3,140	2,921	2,786
退職給付引当金	1,385	1,476	1,429
役員退職慰労引当金	896	956	886
補償請求権損失引当金	6,956	-	-
偶発損失引当金	-	12,896	12,859
繰延税金負債	19,991	5,296	7,580
支払承諾	661,158	522,480	584,076
負債の部合計	13,195,878	14,278,035	13,489,895

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	358,180	379,197	379,197
資本剰余金	107,494	128,511	128,511
利益剰余金	305,832	201,336	190,253
株主資本合計	771,507	709,046	697,963
その他有価証券評価差額金	212,210	34,540	57,288
繰延ヘッジ損益	7,469	3,363	413
土地再評価差額金	10 15,532	10 15,532	10 15,532
為替換算調整勘定	333	402	66
評価・換算差額等合計	189,541	15,241	42,103
少数株主持分	3,181	2,868	3,179
純資産の部合計	964,230	727,155	743,245
負債及び純資産の部合計	14,160,108	15,005,191	14,233,141

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	214,721	183,689	410,285
信託報酬	13,725	10,158	24,934
資金運用収益	102,870	113,489	206,600
(うち貸出金利息)	55,464	61,547	116,342
(うち有価証券利息配当金)	43,660	49,571	82,495
役務取引等収益	64,212	46,557	115,523
特定取引収益	1,394	1,232	2,063
その他業務収益	1,254	4,299	15,718
その他経常収益	※1 31,263	※1 7,952	※1 45,445
経常費用	163,824	166,644	306,811
資金調達費用	48,130	51,791	98,915
(うち預金利息)	19,185	22,820	40,320
役務取引等費用	2,645	2,146	4,745
特定取引費用	—	35	23
その他業務費用	3,345	6,924	9,120
営業経費	63,349	65,334	122,773
その他経常費用	※2 46,353	※2 40,411	※2 71,232
経常利益	50,897	17,044	103,473
特別利益	3,842	10,413	11,375
貸倒引当金戻入益	—	8,255	2,739
償却債権取立益	—	1,699	4,195
その他	—	458	—
特別損失	302	322	985
固定資産処分損	—	208	843
その他	302	113	142
税金等調整前中間純利益	54,436	27,135	113,864
法人税、住民税及び事業税	2,502	1,194	5,472
法人税等調整額	20,825	14,922	42,321
法人税等合計	—	16,116	—
少数株主利益又は少数株主損失(△)	878	△64	1,412
中間純利益	30,230	11,082	64,657

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	358,173	379,197	358,173
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	21,000
新株の発行（新株予約権の行使）	6	—	23
当中間期変動額合計	6	—	21,023
当中間期末残高	358,180	379,197	379,197
資本剰余金			
前期末残高	107,488	128,511	107,488
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	21,000
新株の発行（新株予約権の行使）	6	—	23
当中間期変動額合計	6	—	21,023
当中間期末残高	107,494	128,511	128,511
利益剰余金			
前期末残高	290,612	190,253	290,612
当中間期変動額			
剰余金の配当	△15,010	—	△165,016
中間純利益	30,230	11,082	64,657
当中間期変動額合計	15,219	11,082	△100,358
当中間期末残高	305,832	201,336	190,253
株主資本合計			
前期末残高	756,274	697,963	756,274
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	42,000
新株の発行（新株予約権の行使）	13	—	47
剰余金の配当	△15,010	—	△165,016
中間純利益	30,230	11,082	64,657
当中間期変動額合計	15,233	11,082	△58,310
当中間期末残高	771,507	709,046	697,963
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	259,294	57,288	259,294
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△47,083	△22,747	△202,005
当中間期変動額合計	△47,083	△22,747	△202,005
当中間期末残高	212,210	34,540	57,288
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△7,439	413	△7,439
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△30	△3,777	7,853
当中間期変動額合計	△30	△3,777	7,853
当中間期末残高	△7,469	△3,363	413
土地再評価差額金			
前期末残高	△15,532	△15,532	△15,532
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	△15,532	△15,532	△15,532

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
為替換算調整勘定			
前期末残高	53	△66	53
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	280	△336	△119
当中間期変動額合計	280	△336	△119
当中間期末残高	333	△402	△66
評価・換算差額等合計			
前期末残高	236,375	42,103	236,375
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△46,833	△26,861	△194,271
当中間期変動額合計	△46,833	△26,861	△194,271
当中間期末残高	189,541	15,241	42,103
少数株主持分			
前期末残高	2,552	3,179	2,552
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	629	△310	627
当中間期変動額合計	629	△310	627
当中間期末残高	3,181	2,868	3,179
純資産合計			
前期末残高	995,201	743,245	995,201
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	42,000
新株の発行（新株予約権の行使）	13	—	47
剰余金の配当	△15,010	—	△165,016
中間純利益	30,230	11,082	64,657
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△46,204	△27,172	△193,644
当中間期変動額合計	△30,970	△16,089	△251,955
当中間期末残高	964,230	727,155	743,245

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	54,436	27,135	113,864
減価償却費	19,312	6,367	26,166
減損損失	—	62	—
のれん償却額	72	249	322
持分法による投資損益 (△は益)	△54	△59	△109
貸倒引当金の増減 (△)	10,138	△10,507	△5,245
賞与引当金の増減額 (△は減少)	273	134	△26
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2	46	55
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	226	69	234
補償請求権損失引当金の増加額 (△は減少)	△2,978	—	△9,934
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	—	36	12,859
資金運用収益	△102,870	△113,489	△206,600
資金調達費用	48,130	51,791	98,915
有価証券関係損益 (△)	△8,657	20,772	△12,043
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	—	△72	—
為替差損益 (△は益)	11,570	△30,967	86,966
固定資産処分損益 (△は益)	225	57	△1,639
特定取引資産の純増 (△) 減	2,980	7,302	9,917
特定取引負債の純増減 (△)	1,289	△3,549	3,787
貸出金の純増 (△) 減	△210,071	△273,929	△453,851
預金の純増減 (△)	△76,206	261,098	157,435
譲渡性預金の純増減 (△)	6,200	115,310	247,290
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	125,808	260,813	131,507
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	44,737	13,453	134,133
コールローン等の純増 (△) 減	△15,360	70,304	△101,027
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	14,432	63,816	△23,904
コールマネー等の純増減 (△)	34,109	262,884	△342,566
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	410,755	94,964	734,577
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	11	△30	128
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△45	△5	△38
信託勘定借の純増減 (△)	△92,512	△75,793	△169,892
資金運用による収入	105,238	112,724	205,987
資金調達による支出	△43,633	△46,387	△92,232
その他	39	△29,938	16,060
小計	337,602	784,666	561,096
法人税等の支払額	△6,258	377	△8,598
営業活動によるキャッシュ・フロー	331,344	785,043	552,498

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△1,286,795	△1,495,165	△4,944,762
有価証券の売却による収入	404,957	724,037	3,749,135
有価証券の償還による収入	490,698	203,412	639,086
金銭の信託の減少による収入	—	69	—
有形固定資産の取得による支出	△11,091	△1,743	△14,318
有形固定資産の売却による収入	573	320	3,901
無形固定資産の取得による支出	△5,811	△6,274	△12,901
無形固定資産の売却による収入	26	102	26
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	8,399	—	12,107
投資活動によるキャッシュ・フロー	△399,042	△575,241	△567,725
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金返済による支出	—	△45,000	—
劣後特約付社債の償還による支出	△3,660	—	△3,660
株式の発行による収入	—	—	42,000
配当金の支払額	△15,010	—	△165,016
少数株主への配当金の支払額	△113	△40	△113
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,783	△45,040	△126,789
現金及び現金同等物に係る換算差額	276	△321	△118
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△86,206	164,439	△142,135
現金及び現金同等物の期首残高	272,998	130,863	272,998
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 186,792	※1 295,303	※1 130,863

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 19社 主要な会社名 Chuo Mitsui Trust International Ltd. 中央三井証券代行ビジネス 株式会社 中央三井カード株式会社 中央三井アセットマネジメ ント株式会社 中央三井信用保証株式会社 なお、中央三井リース 株式会社(現社名三井CM リース株式会社)は、株 式を譲渡したことから損 益計算書のみ連結してお ります。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間純 損益(持分に見合う額)、 利益剰余金(持分に見合 う額)及び繰延ヘッジ損 益(持分に見合う額)等か らみて、連結の範囲から 除いても企業集団の財政 状態及び経営成績に関す る合理的な判断を妨げな い程度に重要性が乏しい ため、連結の範囲から除 外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 14社 主要な会社名 Chuo Mitsui Trust International Ltd. 中央三井証券代行ビジネス 株式会社 中央三井カード株式会社 中央三井信用保証株式会社 なお、MTI Finance (Cayman) Limited他2社 は、清算により連結範囲 より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社 17社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に 記載しているため省略し ました。 なお、中央三井アセッ トマネジメント株式会社 及び中央三井キャピタル 株式会社は、平成19年10 月1日付で当社の持株会 社である中央三井トラス ト・ホールディングス株 式会社の直接子会社とな ったことにより、中間損 益計算書のみ連結してお ります。 また、中央三井リース 株式会社(現社名 三井 CMリース株式会社)は、 株式を譲渡したことから 中間損益計算書のみ連結 しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 非連結子会社は、その 資産、経常収益、当期純 損益(持分に見合う額)、 利益剰余金(持分に見合 う額)及び繰延ヘッジ損 益(持分に見合う額)等か らみて、連結の範囲から 除いても企業集団の財政 状態及び経営成績に関す る合理的な判断を妨げな い程度に重要性が乏しい ため、連結の範囲から除 外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 主要な会社名 日本トラスティ情報システム株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイティブ株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 主要な会社名 日本トラスティ情報システム株式会社 なお、日本株主データサービス株式会社は設立により当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社としております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイティブ株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 主要な会社名 日本トラスティ情報システム株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイティブ株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 6社 9月末日 13社</p> <p>(2) 中間連結財務諸表の作成に当っては、いずれもそれぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 3社 9月末日 11社</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 6社 3月末日 11社</p> <p>(2) 連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成20年9月30日に保有する一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が11,954百万円、その他有価証券評価差額金が7,097百万円増加しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 動産 3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 その他 3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同 左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各々が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は88,923百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各々が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は47,431百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各々が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は85,098百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同 左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用99,994百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用102,908百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用104,855百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労引当金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたことに伴い、同報告を早期適用し、前連結会計年度下期から計上しております。</p> <p>従いまして、前中間連結会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は79百万円、税金等調整前中間純利益は529百万円多く計上されています。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) 補償請求権損失引当金の計上基準</p> <p>補償請求権損失引当金は、土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。</p>		
		<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金等について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p><預金払戻損失引当金></p> <p>一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。</p>	<p>(9) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金等について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p><預金払戻損失引当金></p> <p>一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法の引当金又は準備金並びに役員慰労退職引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は6,109百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p><補償請求権損失引当金> 土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。</p>	<p><補償請求権損失引当金> 土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。 (表示方法の変更) 補償請求権損失引当金については、当連結会計年度から偶発損失引当金に含めて表示しております。</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 この変更による影響はありません。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>連結子会社のヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
	<p>(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(13)消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」(当社は現金及び日本銀行への預け金)であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」(当社は現金及び日本銀行への預け金)であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p>	

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資を売却した場合の税効果会計については、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号)が平成19年3月29日付で改正されたことに伴い、同実務指針を適用し、前連結会計年度下期から会計処理を変更しております。</p> <p>従いまして、前中間連結会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の中間純利益は995百万円多く計上されています。</p>		

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式502百万円及び出資金108,302百万円を含んでおります。</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものは60,785百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は8,904百万円、延滞債権額は49,982百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式562百万円を含んでおります。</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものは39,459百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は39,339百万円、延滞債権額は61,802百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式532百万円を含んでおります。</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当連結会計年度末に所有しているものは、98,559百万円であります。これらは売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当連結会計年度末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は10,982百万円、延滞債権額は46,943百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																														
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は561百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は75,524百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は134,973百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,135百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>2,233,319百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>79,393百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>70百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>4,264百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>46,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>93,050百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>1,473,299百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>333,900百万円</td></tr> </table>	有価証券	2,233,319百万円	貸出金	79,393百万円	その他資産	70百万円	預金	4,264百万円	コールマネー及び売渡手形	46,000百万円	売現先勘定	93,050百万円	債券貸借取引受入担保金	1,473,299百万円	借入金	333,900百万円	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,111百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,255百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,557百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>2,858,415百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>73,677百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>70百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>13,638百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>50,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>1,892,085百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>600,900百万円</td></tr> </table>	有価証券	2,858,415百万円	貸出金	73,677百万円	その他資産	70百万円	預金	13,638百万円	コールマネー及び売渡手形	50,000百万円	債券貸借取引受入担保金	1,892,085百万円	借入金	600,900百万円	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は69,804百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は127,744百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,477百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>2,504,675百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>54,535百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>70百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>4,312百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>40,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>24,197百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>1,797,121百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>340,000百万円</td></tr> </table>	有価証券	2,504,675百万円	貸出金	54,535百万円	その他資産	70百万円	預金	4,312百万円	コールマネー及び売渡手形	40,000百万円	売現先勘定	24,197百万円	債券貸借取引受入担保金	1,797,121百万円	借入金	340,000百万円
有価証券	2,233,319百万円																																															
貸出金	79,393百万円																																															
その他資産	70百万円																																															
預金	4,264百万円																																															
コールマネー及び売渡手形	46,000百万円																																															
売現先勘定	93,050百万円																																															
債券貸借取引受入担保金	1,473,299百万円																																															
借入金	333,900百万円																																															
有価証券	2,858,415百万円																																															
貸出金	73,677百万円																																															
その他資産	70百万円																																															
預金	13,638百万円																																															
コールマネー及び売渡手形	50,000百万円																																															
債券貸借取引受入担保金	1,892,085百万円																																															
借入金	600,900百万円																																															
有価証券	2,504,675百万円																																															
貸出金	54,535百万円																																															
その他資産	70百万円																																															
預金	4,312百万円																																															
コールマネー及び売渡手形	40,000百万円																																															
売現先勘定	24,197百万円																																															
債券貸借取引受入担保金	1,797,121百万円																																															
借入金	340,000百万円																																															

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券272,199百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は8,789百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,284,401百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,083,352百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券515,336百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は8,617百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,212,247百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,056,109百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券325,918百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は8,663百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,376,336百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,193,004百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※10 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 281百万円</p>	<p>※10 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p>	<p>※10 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>84,812百万円</p>	<p>87,911百万円</p>	<p>86,356百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>—————</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額</p>
<p>7,283百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>—————</p>	<p>7,283百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金132,500百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金87,500百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金132,500百万円が含まれております。</p>
<p>※14 社債は、永久劣後特約付社債119,224百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p>	<p>※14 社債は、永久劣後特約付社債109,134百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p>	<p>※14 社債は、永久劣後特約付社債106,261百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p>
<p>※15 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>
<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は158,954百万円であります。</p>	<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は172,510百万円であります。</p>	<p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は164,471百万円であります。</p>
<p>17 当社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,089,656百万円、貸付信託968,918百万円であります。</p>	<p>17 当社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,108,432百万円、貸付信託677,775百万円であります。</p>	<p>17 当社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,061,263百万円、貸付信託862,381百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益12,581百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却3,481百万円、貸倒引当金繰入額12,237百万円及び株式等償却1,743百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益4,505百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却10,180百万円、株式等償却17,417百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他の経常収益には、株式等売却益21,794百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金売却損1,597百万円、貸出金償却9,706百万円、株式等売却損1,265百万円、株式等償却12,899百万円、株式関連派生商品費用4,444百万円及び偶発損失引当金繰入額6,109百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,336,567	82,234	—	1,418,801	(注) 1
第二回甲種優先 株式	93,750	—	—	93,750	
第三回甲種優先 株式	156,406	—	23,125	133,281	(注) 2
合計	1,586,723	82,234	23,125	1,645,833	
自己株式					
第三回甲種優先 株式	—	23,125	23,125	—	(注) 2

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加は、第三回甲種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う普通株式の交付による増加82,222千株、および新株予約権付社債の権利行使に伴う普通株式の交付による増加12千株であります。

2 第三回甲種優先株式の自己株式の増加は、第三回甲種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。第三回甲種優先株式の発行済株式の減少及び自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
19年6月27日 定時株主総会	普通株式	10,532	7.88	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第二回甲種 優先株式	1,350	14.40	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第三回甲種 優先株式	3,128	20.00	平成19年3月31日	平成19年6月28日

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,523,833	—	—	1,523,833	
第二回甲種優先 株式	93,750	—	—	93,750	
第三回甲種優先 株式	133,281	—	—	133,281	
合計	1,750,864	—	—	1,750,864	

2 配当に関する事項

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,336,567	187,265	—	1,523,833	(注) 1
第二回甲種 優先株式	93,750	—	—	93,750	
第三回甲種 優先株式	156,406	—	23,125	133,281	(注) 2
合計	1,586,723	187,265	23,125	1,750,864	
自己株式					
第三回甲種 優先株式	—	23,125	23,125	—	(注) 2

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加は、第三回甲種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う普通株式の交付による増加82,222千株、第三者割当増資による増加105,000千株、および新株予約権付社債の権利行使に伴う普通株式の交付による増加43千株であります。

2 第三回甲種優先株式の自己株式の増加は、第三回甲種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得によるものであります。第三回甲種優先株式の発行済株式の減少及び自己株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	10,532	7.88	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第二回甲種 優先株式	1,350	14.40	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第三回甲種 優先株式	3,128	20.00	平成19年3月31日	平成19年6月28日
平成20年3月25日 臨時株主総会	普通株式	150,006	98.44	平成20年3月24日	平成20年3月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																		
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>336,514百万円</td> </tr> <tr> <td>当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)</td> <td>△149,721百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>186,792百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	336,514百万円	当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△149,721百万円	現金及び現金同等物	<u>186,792百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>342,176百万円</td> </tr> <tr> <td>当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)</td> <td>△46,872百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>295,303百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	342,176百万円	当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△46,872百万円	現金及び現金同等物	<u>295,303百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>191,190百万円</td> </tr> <tr> <td>当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)</td> <td>△60,326百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>130,863百万円</u></td> </tr> </table> <p>2 株式の売却により連結の範囲から除外した会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の売却により連結の範囲から除外した中央三井リース株式会社(現社名 三井CMリース株式会社)他計3社の資産及び負債の主な内訳並びに子会社株式の売却価額と子会社株式売却による収入(純額)との関係は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>65,321百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>6,204百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>△50,373百万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の資産及び負債</td> <td>△13,749百万円</td> </tr> <tr> <td>子会社株式売却益</td> <td><u>4,705百万円</u></td> </tr> <tr> <td>子会社株式の売却価額</td> <td>12,108百万円</td> </tr> <tr> <td>子会社現金及び現金同等物</td> <td>△0百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：子会社株式売却による収入</td> <td><u>12,107百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	191,190百万円	当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△60,326百万円	現金及び現金同等物	<u>130,863百万円</u>	有形固定資産	65,321百万円	無形固定資産	6,204百万円	借入金	△50,373百万円	上記以外の資産及び負債	△13,749百万円	子会社株式売却益	<u>4,705百万円</u>	子会社株式の売却価額	12,108百万円	子会社現金及び現金同等物	△0百万円	差引：子会社株式売却による収入	<u>12,107百万円</u>
現金預け金勘定	336,514百万円																																			
当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△149,721百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>186,792百万円</u>																																			
現金預け金勘定	342,176百万円																																			
当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△46,872百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>295,303百万円</u>																																			
現金預け金勘定	191,190百万円																																			
当社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△60,326百万円																																			
現金及び現金同等物	<u>130,863百万円</u>																																			
有形固定資産	65,321百万円																																			
無形固定資産	6,204百万円																																			
借入金	△50,373百万円																																			
上記以外の資産及び負債	△13,749百万円																																			
子会社株式売却益	<u>4,705百万円</u>																																			
子会社株式の売却価額	12,108百万円																																			
子会社現金及び現金同等物	△0百万円																																			
差引：子会社株式売却による収入	<u>12,107百万円</u>																																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 借主側 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 119百万円 その他 一百万円 合計 119百万円 減価償却累計額相当額 動産 75百万円 その他 一百万円 合計 75百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 43百万円 その他 一百万円 合計 43百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 21百万円 1年超 23百万円 合計 45百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 6百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 0百万円	I 借主側 1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 98百万円 無形固定資産 一百万円 合計 98百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 71百万円 無形固定資産 一百万円 合計 71百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 27百万円 無形固定資産 一百万円 合計 27百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 13百万円 1年超 14百万円 合計 27百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 13百万円 減価償却費相当額 11百万円 支払利息相当額 0百万円	1 借主側 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 109百万円 その他 一百万円 合計 109百万円 減価償却累計額相当額 動産 70百万円 その他 一百万円 合計 70百万円 年度末残高相当額 動産 38百万円 その他 一百万円 合計 38百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 19百万円 1年超 19百万円 合計 39百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 35百万円 減価償却費相当額 30百万円 支払利息相当額 2百万円

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																		
<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(2) オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>71百万円</td> </tr> </table> 	1年内	24百万円	1年超	46百万円	合計	71百万円	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20百万円</td> </tr> </table> 	1年内	8百万円	1年超	12百万円	合計	20百万円	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(2) オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24百万円</td> </tr> </table> 	1年内	8百万円	1年超	16百万円	合計	24百万円
1年内	24百万円																			
1年超	46百万円																			
合計	71百万円																			
1年内	8百万円																			
1年超	12百万円																			
合計	20百万円																			
1年内	8百万円																			
1年超	16百万円																			
合計	24百万円																			
<p>2 貸主側</p> <p>(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table border="0"> <tr> <td>受取リース料</td> <td>13,602百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>12,583百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>765百万円</td> </tr> </table> 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	受取リース料	13,602百万円	減価償却費	12,583百万円	受取利息相当額	765百万円	—————	<p>2 貸主側</p> <p>(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table border="0"> <tr> <td>受取リース料</td> <td>13,602百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>12,583百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>765百万円</td> </tr> </table> 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	受取リース料	13,602百万円	減価償却費	12,583百万円	受取利息相当額	765百万円						
受取リース料	13,602百万円																			
減価償却費	12,583百万円																			
受取利息相当額	765百万円																			
受取リース料	13,602百万円																			
減価償却費	12,583百万円																			
受取利息相当額	765百万円																			

(注) 従来、連結子会社であった中央三井リース株式会社(現社名三井CMリース株式会社)は、前中間連結会計期間に保有株式を譲渡したことから、前中間連結会計期間及び前連結会計年度は中間損益計算書のみ連結しております。これに伴い、「2 貸主側」のリース取引関係の注記は損益関連の情報のみ記載しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパーが含まれております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	593,472	594,885	1,412
地方債			
社債	27,069	27,106	37
その他	95,787	94,182	1,605
合計	716,329	716,174	155

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	529,694	921,677	391,983
債券	1,730,762	1,679,719	51,042
国債	1,688,123	1,637,396	50,726
地方債	1,482	1,471	11
社債	41,156	40,851	304
その他	1,060,935	1,037,394	23,540
合計	3,321,391	3,638,792	317,400

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式ならびに投資信託受益証券については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について242百万円の減損処理を行っております。

3 株式等の減損にあたっての「時価が著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	87,639
非上場社債	223,774
非上場外国証券	4,610
出資証券	35,381

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	595,709	598,925	3,215
地方債			
社債	28,094	28,206	111
その他	311,383	289,676	21,707
合計	935,187	916,807	18,379

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	508,774	651,859	143,084
債券	1,965,408	1,931,193	34,215
国債	1,909,743	1,875,898	33,844
地方債	1,188	1,184	4
社債	54,476	54,110	366
その他	1,176,397	1,090,952	85,445
合計	3,650,580	3,674,004	23,423

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式ならびに投資信託受益証券については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式等について17,357百万円の減損処理を行っております。

3 株式等の減損にあたっての「時価が著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると思われる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

4 平成20年9月30日に保有する一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を考慮し、合理的に算定された価額によっております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	4,657
其他有価証券	
非上場株式	84,350
非上場社債	323,319
非上場外国証券	10,004
出資証券	140,024

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	30,005	5

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	594,590	601,065	6,474	6,474	
地方債					
社債	30,366	30,817	451	451	
その他	156,217	153,520	2,696	310	3,006
合計	781,174	785,403	4,229	7,236	3,006

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	517,214	685,269	168,055	211,226	43,170
債券	1,510,376	1,474,576	35,800	864	36,665
国債	1,479,339	1,443,587	35,752	781	36,534
地方債	1,296	1,295	0	2	3
社債	29,740	29,693	46	81	128
その他	1,217,354	1,152,712	64,641	8,844	73,486
合計	3,244,945	3,312,558	67,613	220,936	153,322

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式ならびに投資信託受益証券については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について11,157百万円の減損処理を行っております。

4 株式等の減損にあたっての「時価が著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	3,939,028	31,525	1,384

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	3,000
その他有価証券	
非上場株式	88,678
非上場社債	283,821
非上場外国証券	9,104
出資証券	152,994

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	57,425	2,039,196	147,510	139,221
国債	16,984	1,775,083	138,754	107,355
地方債	656	487	151	
社債	39,784	263,625	8,604	31,866
その他	43,363	184,859	206,958	837,541
合計	100,788	2,224,056	354,468	976,763

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,677	2,652	974

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,684	2,486	801

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の 金銭の信託	1,681	2,463	782	782	

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	320,661
その他有価証券	319,686
その他の金銭の信託	974
()繰延税金負債	108,192
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	212,468
()少数株主持分相当額	257
その他有価証券評価差額金	212,210

(注) 1 時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額2,420百万円が含まれております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,873
その他有価証券	22,071
その他の金銭の信託	801
(+)繰延税金資産	11,368
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	34,241
()少数株主持分相当額	299
その他有価証券評価差額金	34,540

(注) 1 時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 1,239百万円が含まれております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	68,620
その他有価証券	67,838
その他の金銭の信託	782
()繰延税金負債	11,426
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	57,194
()少数株主持分相当額	93
その他有価証券評価差額金	57,288

(注) 1 当連結会計年度における時価がないその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額342百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利スワップ	11,271,878	7,181	7,181
	金利スワップション	238,261	225	1,062
	その他	113,103	5	149
	合計		7,401	8,393

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	5,772	32	32
	為替予約	3,538,027	160	160
	通貨オプション	17,610	235	165
	合計		427	357

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	58,709	112	112
	債券先物オプション	23,088	32	10
	合計		145	102

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	1,237	21	21
	金利オプション			
店頭	金利スワップ	11,886,748	4,929	4,929
	金利スワップション	132,460	405	873
	その他	71,485	2	55
	合計		5,354	5,881

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	56,963	209	209
	為替予約	3,387,065	4,800	4,800
	通貨オプション	10,811	0	10
	合計		5,008	4,999

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	792		
	株式指数オプション	4,050	20	110
	合計		20	110

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	債券先渡	41,428	58	58

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	10,000	8,123	8,123

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社は、主に以下のデリバティブ取引を行っています。

金利関連：金利先物、金利先物オプション、金利スワップ、キャップ・フロア、金利スワップション

通貨関連：先物外国為替、通貨スワップ、通貨オプション

株式関連：株価指数先物、株価指数オプション

債券関連：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

その他：クレジット・デリバティブ

(2) 取引の取組方針

デリバティブ取引は、高度化・多様化するお客様の金融ニーズにお応えするための、また、当社の資産・負債から生ずる市場リスク等を経営体力に相応しい水準にコントロールするための重要なツールであると考えております。一方、デリバティブ取引は、金利・価格変動による市場リスクなど様々なリスクを内包しているため、それらのリスクの特性、量について認識するとともに、厳格なリスク管理体制のもと運営することとしております。

なお、当社は取引対象商品の価格変動に対する時価変動率が大きい取引(いわゆるレバレッジの効いた取引)は行っておりません。

(3) 取引の利用目的

バンキング勘定

バンキング勘定では、当社の資産・負債について金利・為替リスク等をヘッジする等の目的から、デリバティブ取引を活用しております。

当社では、バンキング勘定のデリバティブ取引について、原則として「時価会計」を適用しております。また、ヘッジを目的としてヘッジ指定したデリバティブ取引のうち、ヘッジに高い有効性が認められる取引については「ヘッジ会計」を適用し、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

トレーディング勘定

トレーディング勘定においては、主に短期的な価格変動からの収益獲得手段としてデリバティブ取引を活用しており、また、お客様に対しても、これらの取引を用いた高付加価値商品や、財務リスク管理手段を幅広く提供しておりますが、その際、取引の内容と取引に係るリスクを十分理解していただくよう努めております。

(4) 取引に係るリスクの内容

市場リスク

金利、為替レートおよび有価証券等の市場価格やボラティリティの変動により金融商品もしくはポートフォリオの時価が変動し損失を被るリスクです。当社では、BPV(ベシス・ポイント・バリュー)(注)1やVaR(バリュー・アット・リスク)(注)2などでリスク量を計測しています。

- (注) 1 金利が1ベシスポイント(=0.01%)変化した場合の取引の時価評価額の変化額。
2 保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生し得る最大損失額を統計的に推計する手法で、金利、為替、債券等の異種商品について統一的な尺度でリスクの計測が可能。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、取引の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。デリバティブ取引の場合、想定元本額自体が損失となるわけではなく、その時点で同一のキャッシュフローを持つ契約を第三者との間で締結するコスト(再構築コスト)が損失となります。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当社は、中央三井トラスト・グループのリスク管理方針に基づき、当社のリスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規程」にて定めております。その中で「経営の健全性を確保すること」をリスク管理の目的として掲げ、管理すべきリスクの種類・リスク管理手法およびリスク管理に関する組織・権限を明確にしております。また、取締役会の統括のもと代表取締役および業務担当執行役員で構成される経営会議において、各種リスク毎の管理方針の策定及び見直し、各種リミットの設定、全社的なリスク状況の定期的な把握を行っています。

市場リスクに関しては、市場リスク管理の基本方針を「市場リスク管理規程」において定め、具体的な管理手法や各種リミットの設定・管理、また組織分離等については「市場リスク管理規則」において定めています。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制をとっております。リスク統括部においては、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析を行い、日次で担当役員へ報告するとともに月次で経営会議へ報告しております。また、ヘッジ取引に関しましては、「ヘッジ取引管理規則」を制定し、ヘッジ取引の適切な実施・管理を行っております。

信用リスクに関しては、貸出、資金取引、デリバティブ取引等の与信関連取引に係る信用リスク管理の方針を「信用リスク管理規程」として制定し、信用リスク管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

デリバティブ取引等のクレジットラインについては、別に定める取扱基準に則り、厳正な手続きを経て設定を行ない、ラインの遵守状況等について適切に管理しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	1,196	—	21	21
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,818,440	4,490,219	104,493	104,493
	受取変動・支払固定	5,709,145	4,356,431	△101,200	△101,200
	受取変動・支払変動	32,200	32,200	3,184	3,184
	金利スワップション				
	売建	95,400	21,200	△498	718
	買建	89,592	13,951	411	△27
	その他				
	売建	51,934	42,693	△18	205
買建	50,867	41,680	15	△95	
	合計	—	—	6,408	7,301

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	5,009	5,009	25	25
	売建	1,454,328	4,268	36,371	36,371
	買建	1,619,135	5,074	△36,186	△36,186
	通貨オプション				
	売建	15,133	—	△1,032	△580
	買建	37,280	—	1,384	849
	合計	—	—	561	478

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	2,507	—	9	9
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	29,000	—	14	△125
	合計	—	—	24	△115

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,143		1	1
	買建	1,139		2	2

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	10,000	10,000	5,011	5,011
	買建				

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
ブローカーの価格に基づいております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	183,101	31,619	214,721		214,721
(2) セグメント間の内部 経常収益	5,000	1,427	6,427	(6,427)	
計	188,102	33,047	221,149	(6,427)	214,721
経常費用	140,998	27,917	168,916	(5,092)	163,824
経常利益	47,103	5,129	52,232	(1,335)	50,897

当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	177,398	6,290	183,689		183,689
(2) セグメント間の内部 経常収益	1,013	1,370	2,384	(2,384)	
計	178,412	7,661	186,073	(2,384)	183,689
経常費用	162,123	6,808	168,931	(2,286)	166,644
経常利益	16,289	852	17,142	(97)	17,044

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	369,655	40,629	410,285		410,285
(2) セグメント間の内部 経常収益	5,515	2,916	8,432	(8,432)	
計	375,170	43,546	418,717	(8,432)	410,285
経常費用	278,706	35,649	314,356	(7,544)	306,811
経常利益	96,464	7,897	104,361	(887)	103,473

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 業務区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。「金融関連業その他」は、信用保証、リース、クレジット・カード業務等であります。

3 追加情報

(前中間連結会計期間)

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、役員退職慰労引当金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたことに伴い、同報告を早期適用し、前連結会計年度下期から計上しております。

従いまして、前中間連結会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法による場合と比べ、前中間連結会計期間の「信託銀行業」の経常費用は79百万円少なく、経常利益は同額多く計上されております。

(前連結会計年度)

負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法の引当金又は準備金並びに役員慰労退職引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことに伴い、当連結会計年度から同報告を適用し、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、「信託銀行業」について経常費用は6,109百万円増加、経常利益は同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	24,630
連結経常収益	214,721
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	11.4

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	33,602
連結経常収益	183,689
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	18.2

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
国際業務経常収益	55,090
連結経常収益	410,285
国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	13.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	421.34	236.92	247.28
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	22.11	7.27	46.22
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	13.58	4.75	28.96

(注) 算定上の基礎は、次のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	964,230	727,155	743,245
純資産の部の合計額から控除する 金額(百万円)	366,431	366,118	366,429
(うち優先株式)	363,250	363,250	363,250
(うち少数株主持分)	3,181	2,868	3,179
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(百万円)	597,799	361,037	376,816
1株当たり純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	1,418,801	1,523,833	1,523,833

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	30,230	11,082	64,657
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	30,230	11,082	64,657
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	1,366,670	1,523,833	1,398,776
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	0		0
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円	0		0
普通株式増加数	千株	859,384	807,222	833,303
うち転換社債	千株	43		21
うち優先株式	千株	859,341	807,222	833,281
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要				

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	329,382	335,532	184,107
コールローン	105,000	120,000	203,000
債券貸借取引支払保証金	2 65,667	2 40,187	2 104,003
買入金銭債権	109,958	125,425	111,422
特定取引資産	49,823	35,583	42,886
有価証券	1, 2, 8, 16 4,725,987	1, 2, 8, 16 5,126,054	1, 2, 8, 16 4,577,514
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 7,604,799	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 8,121,642	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 7,847,314
外国為替	928	842	811
その他資産	8 310,504	8 336,274	8 349,473
有形固定資産	10, 11, 12 105,407	10, 11, 12 103,785	10, 11, 12 104,994
無形固定資産	25,634	29,939	27,950
繰延税金資産	80,094	144,084	136,592
支払承諾見返	64,765	51,969	47,864
貸倒引当金	80,129	53,716	64,017
資産の部合計	13,497,823	14,517,603	13,673,917
負債の部			
預金	8 8,099,357	8 8,591,954	8 8,330,812
譲渡性預金	422,250	778,650	663,340
コールマネー	8 507,904	8 487,163	8 200,081
売現先勘定	8 93,050	8 -	8 24,197
債券貸借取引受入担保金	8 1,473,299	8 1,892,085	8 1,797,121
特定取引負債	5,687	4,635	8,185
借入金	8, 13 468,670	8, 13 690,183	8, 13 474,369
外国為替	3	4	10
社債	14 189,224	14 179,134	14 176,261
新株予約権付社債	15 34	15 -	15 -
信託勘定借	1,129,220	976,046	1,051,839
その他負債	96,977	125,407	146,211
未払法人税等		585	1,446
その他の負債		124,822	
賞与引当金	2,230	2,228	1,998
役員退職慰労引当金	668	716	643
補償請求権損失引当金	6,956	-	-
偶発損失引当金	-	12,553	12,859
支払承諾	64,765	51,969	47,864
負債の部合計	12,560,298	13,792,732	12,935,796

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	358,180	379,197	379,197
資本剰余金	107,494	128,511	128,511
資本準備金	107,494	128,511	128,511
利益剰余金	333,757	228,767	217,720
利益準備金	17 16,007	17 46,008	17 46,008
その他利益剰余金	317,750	182,759	171,712
繰越利益剰余金	317,750	182,759	171,712
株主資本合計	799,432	736,477	725,430
その他有価証券評価差額金	161,094	7,290	27,809
繰延ヘッジ損益	7,469	3,363	413
土地再評価差額金	10 15,532	10 15,532	10 15,532
評価・換算差額等合計	138,091	11,606	12,690
純資産の部合計	937,524	724,870	738,120
負債及び純資産の部合計	13,497,823	14,517,603	13,673,917

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	188,563	175,869	369,614
信託報酬	13,725	10,158	24,934
資金運用収益	106,302	113,468	207,716
(うち貸出金利息)	54,825	60,930	114,840
(うち有価証券利息配当金)	47,880	50,303	85,401
役務取引等収益	52,130	40,107	96,694
特定取引収益	1,394	1,232	2,063
その他業務収益	1,240	4,253	15,383
その他経常収益	※1 13,769	※1 6,648	※1 22,822
経常費用	138,428	158,711	268,774
資金調達費用	47,948	51,809	98,746
(うち預金利息)	19,210	22,848	40,367
役務取引等費用	9,235	8,641	17,774
特定取引費用	—	35	23
その他業務費用	3,406	6,924	9,158
営業経費	※2 49,697	※2 56,523	※2 100,009
その他経常費用	※3 28,140	※3 34,775	※3 43,061
経常利益	50,134	17,158	100,840
特別利益	※4 3,242	※4 10,136	※4 8,738
特別損失	206	239	571
税引前中間純利益	53,171	27,055	109,007
法人税、住民税及び事業税	372	108	539
法人税等調整額	20,300	15,900	42,000
法人税等合計		16,008	
中間純利益	32,499	11,047	66,467

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	358,173	379,197	358,173
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	21,000
新株の発行 (新株予約権の行使)	6	—	23
当中間期変動額合計	6	—	21,023
当中間期末残高	358,180	379,197	379,197
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	107,488	128,511	107,488
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	21,000
新株の発行 (新株予約権の行使)	6	—	23
当中間期変動額合計	6	—	21,023
当中間期末残高	107,494	128,511	128,511
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	13,004	46,008	13,004
当中間期変動額			
剰余金の配当	3,003	—	33,004
当中間期変動額合計	3,003	—	33,004
当中間期末残高	16,007	46,008	46,008
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	303,265	171,712	303,265
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,013	—	△198,020
中間純利益	32,499	11,047	66,467
当中間期変動額合計	14,485	11,047	△131,552
当中間期末残高	317,750	182,759	171,712
利益剰余金合計			
前期末残高	316,269	217,720	316,269
当中間期変動額			
剰余金の配当	△15,010	—	△165,016
中間純利益	32,499	11,047	66,467
当中間期変動額合計	17,488	11,047	△98,548
当中間期末残高	333,757	228,767	217,720
株主資本合計			
前期末残高	781,930	725,430	781,930
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	42,000
新株の発行 (新株予約権の行使)	13	—	47
剰余金の配当	△15,010	—	△165,016
中間純利益	32,499	11,047	66,467
当中間期変動額合計	17,502	11,047	△56,500
当中間期末残高	799,432	736,477	725,430

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	201,102	27,809	201,102
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△40,007	△20,519	△173,293
当中間期変動額合計	△40,007	△20,519	△173,293
当中間期末残高	161,094	7,290	27,809
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△7,439	413	△7,439
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△30	△3,777	7,853
当中間期変動額合計	△30	△3,777	7,853
当中間期末残高	△7,469	△3,363	413
土地再評価差額金			
前期末残高	△15,532	△15,532	△15,532
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	△15,532	△15,532	△15,532
評価・換算差額等合計			
前期末残高	178,129	12,690	178,129
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△40,038	△24,296	△165,439
当中間期変動額合計	△40,038	△24,296	△165,439
当中間期末残高	138,091	△11,606	12,690
純資産合計			
前期末残高	960,060	738,120	960,060
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	42,000
新株の発行（新株予約権の行使）	13	—	47
剰余金の配当	△15,010	—	△165,016
中間純利益	32,499	11,047	66,467
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△40,038	△24,296	△165,439
当中間期変動額合計	△22,535	△13,249	△221,939
当中間期末残高	937,524	724,870	738,120

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間決算日前1カ月の市場価格の平均、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間決算日前1カ月の市場価格の平均、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については決算日前1カ月の市場価格の平均、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(追加情報) 平成20年9月30日に保有する一部の変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券が11,954百万円、その他有価証券評価差額金が7,097百万円増加しております。	
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 その他：3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：10年～50年 動産：3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は85,192百万円であります。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,731百万円であります。</p>	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は82,469百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用99,994百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用102,908百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用104,855百万円は、「その他の資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。(追加情報)</p> <p>役員退職慰労引当金については、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたことに伴い、同報告を早期適用し、前事業年度下半期から計上しております。</p> <p>従いまして、前中間会計期間においては従来の方法によっており、変更後の方法によった場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は79百万円、税引前中間純利益は529百万円多く計上されております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 補償請求権損失引当金 補償請求権損失引当金は、土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり必要と認められる額を計上しております。</p>		
		<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。 ＜預金払戻損失引当金＞ 一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。</p>	<p>(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。 (追加情報) 負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員慰労退職引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことに伴い、当事業年度から同報告を適用し、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり引当てる方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は6,109百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p><補償請求権損失引当金></p> <p>土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。</p>	<p><補償請求権損失引当金></p> <p>土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積もり、補償請求権損失引当金を計上しております。</p> <p>(表示方法の変更)</p> <p>補償請求権損失引当金については、当事業年度から偶発損失引当金に含めて表示しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>この変更による影響はありません。</p>	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債について、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 278,784百万円</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間会計期間末に所有しているものは60,785百万円であります。これらは売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は8,107百万円、延滞債権額は49,610百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 170,518百万円</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間会計期間末に所有しているものは39,459百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は35,367百万円、延滞債権額は60,479百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 170,648百万円</p> <p>※2 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当事業年度末に所有しているものは98,559百万円であります。これらは売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当事業年度末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は9,932百万円、延滞債権額は46,572百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																																																				
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は561百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は74,728百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は133,007百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,135百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>2,233,319百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>79,393百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>4,264百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>46,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>93,050百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>1,473,299百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>333,900百万円</td></tr> </table>	有価証券	2,233,319百万円	貸出金	79,393百万円	その他資産	70百万円	担保資産に対応する債務		預金	4,264百万円	コールマネー	46,000百万円	売現先勘定	93,050百万円	債券貸借取引受入担保金	1,473,299百万円	借入金	333,900百万円	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,448百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は107,298百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,557百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>2,858,415百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>73,677百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>13,638百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>50,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>1,892,085百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>600,900百万円</td></tr> </table>	有価証券	2,858,415百万円	貸出金	73,677百万円	その他資産	70百万円	担保資産に対応する債務		預金	13,638百万円	コールマネー	50,000百万円	債券貸借取引受入担保金	1,892,085百万円	借入金	600,900百万円	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は69,122百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は125,640百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,477百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>2,504,675百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>54,535百万円</td></tr> <tr><td>その他の資産</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>4,312百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>40,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>24,197百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>1,797,121百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>340,000百万円</td></tr> </table>	有価証券	2,504,675百万円	貸出金	54,535百万円	その他の資産	70百万円	担保資産に対応する債務		預金	4,312百万円	コールマネー	40,000百万円	売現先勘定	24,197百万円	債券貸借取引受入担保金	1,797,121百万円	借入金	340,000百万円
有価証券	2,233,319百万円																																																					
貸出金	79,393百万円																																																					
その他資産	70百万円																																																					
担保資産に対応する債務																																																						
預金	4,264百万円																																																					
コールマネー	46,000百万円																																																					
売現先勘定	93,050百万円																																																					
債券貸借取引受入担保金	1,473,299百万円																																																					
借入金	333,900百万円																																																					
有価証券	2,858,415百万円																																																					
貸出金	73,677百万円																																																					
その他資産	70百万円																																																					
担保資産に対応する債務																																																						
預金	13,638百万円																																																					
コールマネー	50,000百万円																																																					
債券貸借取引受入担保金	1,892,085百万円																																																					
借入金	600,900百万円																																																					
有価証券	2,504,675百万円																																																					
貸出金	54,535百万円																																																					
その他の資産	70百万円																																																					
担保資産に対応する債務																																																						
預金	4,312百万円																																																					
コールマネー	40,000百万円																																																					
売現先勘定	24,197百万円																																																					
債券貸借取引受入担保金	1,797,121百万円																																																					
借入金	340,000百万円																																																					

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券272,047百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は10,151百万円であります。</p>	<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券515,211百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は9,891百万円であります。</p>	<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券325,793百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は10,073百万円であります。</p>
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,243,663百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,048,229百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,188,355百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,032,217百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,343,393百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,160,061百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※10 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※10 三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 281百万円</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 79,504百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 3,325百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金132,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、永久劣後特約付社債119,224百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p> <p>※15 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は161,454百万円であります。</p> <p>18 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,089,656百万円、貸付信託968,918百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 81,867百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金87,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、永久劣後特約付社債109,134百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は175,010百万円であります。</p> <p>18 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,108,432百万円、貸付信託677,775百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 80,771百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 3,325百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金132,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、永久劣後特約付社債106,261百万円及び劣後特約付社債70,000百万円であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は、166,971百万円であります。</p> <p>※17 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けています。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しています。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は33,004百万円です。</p> <p>18 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,061,263百万円、貸付信託862,381百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益10,989百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 2,309百万円 無形固定資産 3,312百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却2,903百万円、貸倒引当金繰入額12,473百万円及び株式等償却1,604百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益3,606百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 2,366百万円 無形固定資産 3,295百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却8,878百万円及び株式等償却16,231百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別利益には、貸倒引当金戻入益8,296百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>※3 その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額6,109百万円、株式関連派生商品費用4,444百万円、貸出金売却損1,531百万円を含んでいます。</p> <p>—————</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第三回甲種 優先株式	—	23,125	23,125	—	(注)

(注) 第三回甲種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う増加、及び取得した第三回甲種優先株式の消却に伴う減少であります。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第三回甲種 優先株式	—	23,125	23,125	—	(注)

(注) 第三回甲種優先株式に係る取得請求権の行使に伴う増加、及び取得した第三回甲種優先株式の消却に伴う減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>21百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	34百万円	その他	百万円	合計	34百万円	動産	12百万円	その他	百万円	合計	12百万円	動産	21百万円	その他	百万円	合計	21百万円	1年内	6百万円	1年超	15百万円	合計	22百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	3百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	有形固定資産	34百万円	無形固定資産	百万円	合計	34百万円	有形固定資産	19百万円	無形固定資産	百万円	合計	19百万円	有形固定資産	14百万円	無形固定資産	百万円	合計	14百万円	1年内	6百万円	1年超	8百万円	合計	15百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	3百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18百万円</td></tr> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18百万円</td></tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	34百万円	その他	百万円	合計	34百万円	動産	16百万円	その他	百万円	合計	16百万円	動産	18百万円	その他	百万円	合計	18百万円	1年内	6百万円	1年超	11百万円	合計	18百万円	支払リース料	8百万円	減価償却費相当額	6百万円	支払利息相当額	0百万円
動産	34百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	34百万円																																																																																											
動産	12百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	12百万円																																																																																											
動産	21百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	21百万円																																																																																											
1年内	6百万円																																																																																											
1年超	15百万円																																																																																											
合計	22百万円																																																																																											
支払リース料	4百万円																																																																																											
減価償却費相当額	3百万円																																																																																											
支払利息相当額	0百万円																																																																																											
有形固定資産	34百万円																																																																																											
無形固定資産	百万円																																																																																											
合計	34百万円																																																																																											
有形固定資産	19百万円																																																																																											
無形固定資産	百万円																																																																																											
合計	19百万円																																																																																											
有形固定資産	14百万円																																																																																											
無形固定資産	百万円																																																																																											
合計	14百万円																																																																																											
1年内	6百万円																																																																																											
1年超	8百万円																																																																																											
合計	15百万円																																																																																											
支払リース料	4百万円																																																																																											
減価償却費相当額	3百万円																																																																																											
支払利息相当額	0百万円																																																																																											
動産	34百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	34百万円																																																																																											
動産	16百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	16百万円																																																																																											
動産	18百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	18百万円																																																																																											
1年内	6百万円																																																																																											
1年超	11百万円																																																																																											
合計	18百万円																																																																																											
支払リース料	8百万円																																																																																											
減価償却費相当額	6百万円																																																																																											
支払利息相当額	0百万円																																																																																											

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 24百万円 1年超 46百万円 合計 71百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8百万円 1年超 12百万円 合計 20百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8百万円 1年超 16百万円 合計 24百万円

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
貸出金	714,731	10.03	633,715	8.53	676,854	9.10
有価証券	14,130	0.20	2,589	0.03	5,532	0.07
信託受益権	2,239	0.03	1,195	0.02	1,669	0.02
受託有価証券	267	0.00	205	0.00	267	0.00
金銭債権	1,489	0.02	318	0.00	352	0.01
有形固定資産	4,975,150	69.83	5,518,707	74.25	5,418,211	72.87
無形固定資産	12,526	0.18	31,920	0.43	17,658	0.24
その他債権	50,235	0.71	48,046	0.65	49,554	0.67
銀行勘定貸	1,129,220	15.85	976,046	13.13	1,051,839	14.15
現金預け金	224,692	3.15	219,982	2.96	213,102	2.87
合計	7,124,684	100.00	7,432,727	100.00	7,435,043	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
金銭信託	1,080,969	15.17	997,188	13.42	1,034,080	13.91
財産形成給付信託	15,796	0.22	13,761	0.18	15,424	0.21
貸付信託	740,360	10.39	580,212	7.81	664,185	8.93
金銭信託以外の金銭の信託	317	0.01	274	0.00	287	0.00
有価証券の信託	275	0.00	210	0.00	273	0.00
金銭債権の信託	2,520	0.04	1,277	0.02	1,352	0.02
土地及びその定着物の信託	81,083	1.14	80,878	1.09	80,993	1.09
包括信託	5,203,359	73.03	5,758,622	77.48	5,638,096	75.83
その他の信託			301	0.00	349	0.01
合計	7,124,684	100.00	7,432,727	100.00	7,435,043	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末115,358百万円、当中間会計期間末106,983百万円、前事業年度113,614百万円

3 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末692,385百万円のうち、破綻先債権額は214百万円、延滞債権額は17,412百万円、3ヵ月以上延滞債権額は623百万円、貸出条件緩和債権額は12,333百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は30,583百万円であります。

4 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末615,358百万円のうち、破綻先債権額は56百万円、延滞債権額は16,029百万円、3ヵ月以上延滞債権額は34百万円、貸出条件緩和債権額は10,166百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は26,286百万円であります。

5 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度656,212百万円のうち、破綻先債権額は48百万円、延滞債権額は16,101百万円、3ヵ月以上延滞債権額は51百万円、貸出条件緩和債権額は10,332百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は26,533百万円であります。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第65期) | 自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日 | 平成20年6月27日
関東財務局長に提出。 |
|-------------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------|

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

中央三井信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	充男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央三井信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井信託銀行株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月17日

中央三井信託銀行株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	充男	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央三井信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井信託銀行株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

中央三井信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	充男	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央三井信託銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井信託銀行株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月17日

中央三井信託銀行株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	手塚	仙夫	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村	充男	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央三井信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井信託銀行株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月25日

【会社名】 中央三井信託銀行株式会社

【英訳名】 The Chuo Mitsui Trust and Banking Company , Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 辺 和 夫

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都港区芝三丁目33番 1 号

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長田辺和夫は、当社の第66期事業年度の間接会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

